

「特定費用準備資金について」 （令和 7 年 3 月 17 日理事会決定事項）

1. 保有理由

令和 6 年度において、下記のとおり特定費用準備資金を積み立てることにより、収支相償における費用算入、遊休財産規制の緩和等、財務基準の改善に資するため。

2. 特定費用準備資金の概要

特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第 18 条第 1 項本文に定める、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいいます。

3. 積立金額 3,000 万円

4. 積立目的

令和 7 年度に公益事業として実施される私学教育充実助成金交付事業費の一部

5. 積立要件

特定費用準備資金は、認定法施行規則第 18 条第 1 項各号に定める以下の要件をすべて満たすものとします。

(1) 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

令和 7 年度に公益事業として実施される私学教育充実助成金交付事業。

(2) 他の資金と明確に区分して管理されていること。

固定資産の特定資産「私学教育充実助成事業準備資金」勘定を設け、他の資金と明確に区分して管理する。

(3) 当該資金は、目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。目的外の取崩しを行う場合は、理事長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(4) 積立限度額が合理的に算定されていること。

令和 7 年度に実施される私学教育充実助成金交付事業については、各私学団体からの申請を助成金査定委員会にて査定、本理事会に答申する総額は 107,750 千円であり、これを積立限度額とする。

(5) 上記(3)の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について、法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置を講じる。

6. 積立期間

令和 6 年度

7. その他

本議案に基づき積み立てられた特定費用準備資金は、認定法施行規則に基づき適切に管理・運用するものとする。また、制度廃止後の取り扱いについては、法令及び関係省庁の指示に従い、「公益充実資金」に組み込むなど適切に対応するものとする。

以 上